

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

一部負担金の割合が変更になる方には

新しい被保険者証をお送りしています

該当される方には七月中にお送りしています。医療機関にかかられるときの一部負担金の割合（一割または三割）は、八月以降は同一世帯の被保険者のみの所得や収入での判定に変更になりました。（七月までは従来の老人保健制度と同様に、同一世帯の被保険者および七十歳以上の方の所得や収入で判定していました。）

する方に新しい被保険者証を、七月中にお送りしています。八月一日から新しい被保険者証を医療機関の窓口に表示してください。古い被保険者証は、新しい被保険者証と一緒に送りした返信用封筒で返却をお願いします。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成21年7月31日まで	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
被保険者	住所 兵庫県加東市社50番地
	氏名
	生年月日 昭和 見本
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
交付年月日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	3割 ただし平成20年7月31日までは、自己負担限度額「一般」適用
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 2 8 2 2 2 兵庫県後期高齢者医療広域連合 印

長寿医療制度の変更について

保険料の支払い方法を 変更できます

長寿医療制度の保険料について、本年四月から、「年金からの天引きによりお支払いいただいている方」、または「本年十月から、年金からの天引きによりお支払いいただく予定の方」のうち、次のいずれかの要件を満たす方は、各庁舎窓口センターへお申し出いただくことにより、保険料を口座振替によりお支払いいただくことが可能になります。

国民健康保険の保険料を確実に納付していた方が、本人名義の口座から振替により納付する場合
長寿医療制度の被保険者（年金収入が百八十万円未満）の配偶者または世帯主名義の口座から振替により納付する場合
八月十四日（木）までに申請していた場合は、十月分の納付から口座振替に変更します。

八月十四日（木）を過ぎて申請された場合は、十二月分以降の納付から変更になりますので、ご了承ください。

保険料の軽減割合が 拡大されます

七月に、平成二十年度分の保険料についてのお知らせ「後期高齢者医療保険料決定通知書」をお送りしましたが、次に該当する方は、制度の変更に伴う保険料の減額の対象となります。

平成二十年度の均等割額が七割軽減されている世帯の方
均等割額が八・五割軽減されず。

「賦課のもととなる所得金額」が五十八万円以下の方
所得割額が五割軽減されま

問い合わせ

市民生活部保険・医療課
(滝野庁舎)
☎48・3004

なお、該当しない方は、引き続き、今までお持ちの被保険者証で受診できます。（世帯の状況に異動があったり、所得の更正などが行われたときは、一部負担金の割合が変更されます。）

限度額適用・標準負担額減額認定について

世帯員全員が住民税非課税（下の表の区分で低所得・該当）の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院時に医療機関で支払う一部負担金が表の世帯単位の限度額となり、入院時の食事代も減額されます。

認定証の更新時期は毎年八月です。現在、認定証をお持ちで八月以降も引き続き対象となる可能性のある方には、申請書をお送りしています。世帯員全員が住民税非課税の方で認定証をお持ちでない場合（入院の際に必要な方）は、お近くの窓口センターに申請してください。

市民生活部保険・医療課
(滝野庁舎)
☎48・3004



区分	一部負担金の割合	自己負担限度額（月額）		入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）	該当条件
		個人単位 [外来]	世帯単位 [入院含む]		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円] 1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入が次の金額に満たない方は、窓口センターに申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある方には申請書をお送りしています】 同一世帯に被保険者が1人の場合(注) 収入...383万円 同一世帯に被保険者が複数いる場合 被保険者全員の収入合計...520万円
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」、「低所得」、「低所得」以外の方
低所得	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円] 2	世帯員全員が住民税非課税 「低所得」以外の方 各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方 老齢福祉年金の受給者
			15,000円	100円	

1 []内は過去12か月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
2 []内は過去12か月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額（申請が必要）
(注) 制度改正に伴う経過措置（平成20年8月1日から平成22年7月31日まで）
現役並み所得者（同一世帯に被保険者が1人の場合で、その方が70歳以上75歳未満の方である場合に限る）のうち、収入383万円以上の被保険者で、同一世帯の70歳以上75歳未満の方を含めた収入合計が520万円未満の場合は、保険・医療課（滝野庁舎）に申請書を提出することで、一部負担金の割合は「3割」ですが、自己負担限度額は「一般」の区分となります。

住宅の省エネ改修促進税制が 創設されました

地球温暖化防止対策として、家庭でのCO₂排出量の削減を図るため、「省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置」制度が創設されました。

この制度では、平成二十一年一月一日に存在している住宅に一定の省エネ改修工事を行った場合、その住宅（家屋）の固定資産税が翌年度分に限り減額されます。

減額の対象となる要件

次の要件をすべて満たすことが必要です。
平成二十一年一月一日に存在している住宅（貸家を除く）
に行われた工事
平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に
行われた工事
省エネ改修工事として行われた一戸当たり三十万円以上の工事



窓の複層ガラス化などの省エネ改修工事を行うと固定資産税が軽減されます

壁の断熱改修工事（外気と接する壁の工事に限る）
の工事は必ず行わなければならない
【工事の例】
窓の二重サッシ化、複層ガラス化、天井・壁・床に適切な断熱材を入れる工事などが対象になります。

減額の内容
改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額の対象となるのは、一戸当たり百二十平方メートルまでの税額の三分の一に当たる固定資産税です。

申告・問い合わせ
総務部税務課（社庁舎）
☎43・0395

住宅の省エネ改修工事にあたり住宅借入金がある場合、所得税の特例控除（住宅ローン控除）の特例が創設されています。詳しくは社務課（☎42・0223）へお問い合わせください。

申告方法
工事が完了後三か月以内に、税務課に次の書類を提出してください。

対象工事

窓の断熱改修工事（外気と接する窓の工事に限る）
床の断熱改修工事
天井の断熱改修工事